



新潟県公報

平成28年
12月28日(水)
号外
第79号

目次

規 則	
○議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正.....	1
○新潟県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正.....	2
訓 令	
○新潟県職員服務規程の一部改正.....	2
教育委員会	
○平成28年勧告改正給与条例の施行に伴う給与の支給に関する規則の制定.....	11
○新潟県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正.....	12
○新潟県公立学校職員の給料の調整額に関する規則の一部改正.....	14
○学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部改正.....	14
○県立学校職員服務規程の一部改正.....	16
○新潟県教育委員会事務局処務規程の一部改正.....	22
人事委員会	
○平成28年勧告改正給与条例の施行に伴う給与の支給に関する規則の制定.....	31
○職員の給料等の支給に関する規則の一部改正.....	32
○職員の退職手当に関する規則の一部改正.....	32
○職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正.....	39
○初任給調整手当の支給に関する規則の一部改正.....	40
○地域手当の支給に関する規則の一部改正.....	42
○期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正.....	42
○単身赴任手当の支給に関する規則の一部改正.....	43
○職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則等の一部改正.....	43
企 業 局	
○新潟県企業局企業職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部改正.....	46

規 則

新潟県規則第五十八号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年十二月二十八日

新潟県知事 福田 富一

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十二年新潟県規則第七十一号）の一部を次のように改正する。

第二条の五第五号中「職員と同居している」を削り、「掲げる者」の下に「（ロに掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。）」を加える。

附 則

- この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。
- 改正後の第二条の五第五号の規定は、この規則の施行の日以後に発生した事故に起因する通勤による災

害について適用し、同日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。
(職員総務課)

栃木県規則第五十九号

栃木県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成二十八年十二月二十八日

栃木県知事 福田 富一

栃木県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成十七年栃木県規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第三(5)振動に係る規制基準の表一の項の第三欄及び第四欄を次のように改める。

70デシベル	65デシベル
--------	--------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(環境保全課)

訓 令

栃木県訓令第十号

本 庁
出先機関

栃木県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十八年十二月二十八日

栃木県知事 福田 富一

栃木県職員服務規程の一部を改正する訓令

栃木県職員服務規程（昭和三十九年栃木県訓令第五号）の一部を次のように改正する。

第十六条の二第一項中「同条第一項及び第三項」を「これら」に改める。

第二十二條第六項中「規定」の下に「（介護休暇及び介護時間に係る部分を除く。）」を加える。

第三十条の二中「第三条第四号」を「第三条第五号」に改める。

別記様式第十一号の四中 「子の氏名」欄を「子の氏名」欄と「続柄」欄を

子の氏名	続 柄
------	-----

「子の氏名」欄と「続柄等」欄に改め、注3を注4とし、注2を注3とし、注1の次に次のように加える。

子の氏名	続柄等
------	-----

2 「続柄等」欄は、申出に係る子の申出者との続柄等（請求に係る子が職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第4条第1項第1号に規定する特別養子縁組の成立前の監護対象者等に該当する場合にあつては、その事実）を記入すること。

別記様式第十四号の二中「続柄」を「続柄等」に改め、注6を注7とし、注5を注6とし、注4を注5とし、注3を注4とし、注2を注3とし、注1を注2とし、注1として次のように加える。

1 「続柄等」欄は、請求に係る子又は要介護者の請求者との続柄等（請求に係る子が職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第4条第1項第1号に規定する特別養子縁組の成立前の監護対象者等に該当する場合にあつては、その事実）を記入すること。

別記様式第十四号の三中

- 養育に係る子と離縁した（養子縁組の取消しを含む。）
 - 養育に係る子でなくなった
- (離縁 養子縁組の取消し 家事審判事件の終了 児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置の解除)

改める。

別記様式第十六号（その四）（表画）を次のように改める。

(その4) 休 護 (介 休 護 用) 簿 (表面)

要介護者に 関する事項	氏 名	続 柄	介護が必要となった時期	年 月 日
	同居・別居	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居		
	要介護者の 状態及び介護 の具体的な内容			

指 定 期 間 の 申 出 ・ 指 定				
第1回		第2回		第3回
決 裁	決 裁	決 裁	決 裁	決 裁
-----	-----	-----	-----	-----
申出の期間	期 間	申出の期間	期 間	申出の期間
年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
本人印	備考	本人印	備考	本人印

指 定 期 間 の 延 長 ・ 短 縮				
第1回		第2回		第3回
決 裁	決 裁	決 裁	決 裁	決 裁
-----	-----	-----	-----	-----
延長・短縮後の末日	延長・短縮後の期間	延長・短縮後の末日	延長・短縮後の期間	延長・短縮後の期間
(年 月 日 から) 日 まで	年 月 日	(年 月 日 から) 日 まで	年 月 日	(年 月 日 から) 日 まで
本人印	備考	本人印	備考	本人印
決 裁		決 裁		決 裁
-----	-----	-----	-----	-----
延長・短縮後の末日	延長・短縮後の期間	延長・短縮後の末日	延長・短縮後の期間	延長・短縮後の期間
(年 月 日 から) 日 まで	年 月 日	(年 月 日 から) 日 まで	年 月 日	(年 月 日 から) 日 まで
本人印	備考	本人印	備考	本人印

別添資料第十号 (2016) (職) 母

決 裁	休 暇 の 変 更 ・ 取 消 の 期 間				本人 印	備 考
	年 月 日	変更・取消	時 間	日時間数		

介 護 休 暇 の 変 更 ・ 取 消						
決 裁	休 暇 の 変 更 ・ 取 消 の 期 間				本人 印	備 考
	年 月 日	変更・取消	時 間	日時間数		

なお、別添資料(2016)と別添資料(2017)及び別添資料(2018)の並び順はあつてはなりません。

柄等」に改め、同様式中注3を注4とし、同様式中注2中「続柄」を「続柄等」に改め、同様式中注2を注3とし、注1の次に次のように加える。

2 「続柄等」欄は、請求に係る子の請求者との続柄等（請求に係る子が職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第4条第1項第1号に規定する特別養子縁組の成立前の監護対象者等に該当する場合にあつては、その事実）を記入すること。

別記様式第二十二号の四中「（養子縁組の取り消しを含む。）」を削り、

- 休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した
- 休業等に係る子との養子縁組が取り消された
- 休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した
- 休業等に係る子についての民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した
- 休業等に係る子との養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された

改める。

別記様式第二十二号の五中「続柄」を「続柄等」に改め、同様式中注1中「続柄」を「続柄等」に改め、同様式中注4を注5とし、同様式中注3中「続柄」を「続柄等」に改め、同様式中注3を注4とし、注2を注3とし、注1の次に次のように加える。

2 「続柄等」欄は、請求に係る子の請求者との続柄等（請求に係る子が職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第4条第1項第1号に規定する特別養子縁組の成立前の監護対象者等に該当する場合にあつては、その事実）を記入すること。

別記様式第二十二号の六中「続柄」を「続柄等」に改め、同様式中注1中「続柄」を「続柄等」に改め、同様式中注2を注3とし、注1の次に次のように加える。

2 「続柄等」欄は、請求に係る子の請求者との続柄等（請求に係る子が職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第4条第1項第1号に規定する特別養子縁組の成立前の監護対象者等に該当する場合にあつては、その事実）を記入すること。

附 則

この訓令は、平成二十九年一月一日から施行する。

(人事課)

教育委員会

栃木県教育委員会規則第十五号

平成二十八年勸告改正給与条例の施行に伴う給与の支給に関する規則を次のように定める。

平成二十八年十二月二十八日

栃木県教育委員会教育長 宇田 貞夫

平成二十八年勸告改正給与条例の施行に伴う給与の支給に関する規則

(定義)

第一条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 経過措置額支給特定職員 栃木県公立学校職員給与条例等の一部を改正する条例（平成二十六年栃木県条例第六十六号。以下「平成二十六年給与条例」という。）附則第五条第一項に規定する特定職員であり、かつ、平成二十八年四月一日前に五十五歳に達した者であつて、同条の規定による給料を支給されるものをいう。
- 二 施行日 栃木県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例（平成二十八年栃木県条例第六十号。以下「平成二十八年勸告改正給与条例」という。）の施行の日をいう。
- 三 給与条例 栃木県公立学校職員給与条例（昭和二十二年栃木県条例第三十四号）をいう。
- 四 改正後の給与条例 平成二十八年勸告改正給与条例による改正後の給与条例をいう。
- 五 改正前の給与条例 平成二十八年勸告改正給与条例による改正前の給与条例をいう。

(経過措置額支給特定職員に対する給与の支給の特例)

第二条 経過措置額支給特定職員に対する平成二十八年四月一日から施行日の前日の属する月の末日までの間に係る次の各号に掲げる給与の支給に当たっては、この規則の規定の適用がないものとした場合に改正後の給与条例の規定（平成二十六年給与条例附則第五条の規定を含む。）により支給されるべき額（第三号に

あつては、同号に掲げる手当の支給されるべき額の合計額)が、改正前の給与条例の規定(平成二十六年給与条例附則第五条の規定を含む。以下この条において同じ。)により支給されるべき額(第三号にあつては、同号に掲げる手当の支給されるべき額の合計額)に達しない場合は、改正前の給与条例の規定により支給されるべき額に相当する額をもつてそれぞれ次の各号に掲げる給与の額とする。

- 一 給料(教育委員会の定める場合におけるものに限る。)
- 二 へき地手当(次号に該当するものを除く。)
- 三 栃木県公立学校職員のへき地手当、へき地手当に準ずる手当、定時制通信教育手当及び産業教育手当の支給に関する規則(昭和三十五年栃木県教育委員会規則第二十一号)第一条の二の規定の適用がある場合におけるへき地手当及び地域手当
- 四 へき地手当に準ずる手当
- 五 超過勤務手当
- 六 夜勤手当
- 七 休日給
- 八 地域手当(第三号に該当するものを除く。)
- 九 期末手当
- 十 勤勉手当

第三条 経過措置額支給特定職員に対する平成二十八年四月一日から施行日の前日の属する月の末日までの間に係る給与条例第十条その他の条例の規定による給与の減額(教育委員会の定めるものに限る。)に当たっては、この規則の規定の適用がないものとした場合に改正後の給与条例の規定による給与に係る減額されるべき額が、改正前の給与条例の規定による給与に係る減額されるべき額を超える場合は、改正前の給与条例の規定による給与に係る減額されるべき額に相当する額をもつて減額する額とする。

(雑則)

第四条 この規則に定めるもののほか、平成二十八年勸告改正給与条例の施行に伴う給与の支給に関し必要な事項は、教育委員会が人事委員会と協議して定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

栃木県教育委員会規則第十六号

栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年十二月二十八日

栃木県教育委員会教育長 宇 田 貞 夫

栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年栃木県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

別表第十三中 「派遣職員の派遣の期間」 を

派遣職員の派遣の期間	に、
勤務条例第14条に規定する介護休暇の期間	
勤務条例第14条に規定する介護休暇の期間	を
分限条例第3条第2号の規定による休職の期間	
分限条例第3条第2号の規定による休職の期間	に改める。

別表第十四口の表中

54
55
56
57
57
58
58
59
59
60

を

53
54
54
55
55
56
56
57
58
59

に、

65
65
66

を

65
65
65

に、

66
67
67

を

66
66
66

に、

67
68
68
68

を

67
67
67
67

に、

69
69
69
70
70
70
71
71

を

68
68
68
68
69
69
70
70

に改める。

別表第十五口の表中

73
74
75
76
78
80
82

を

74
76
78
80
81
82
83

に、

101
106
111
116
119
122

を

102
108
114
120
122
124

に改める。

附 則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第十三の改正規定及び附則第三項は、平成二十九年一月一日から施行する。
- この規則（別表第十四及び別表第十五の改正規定に限る。）による改正後の栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

(経過措置)

- この規則による改正後の栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則別表第十三の規定は、附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日以後の介護休暇の期間について適用し、同日前の介護休暇の期間については、なお従前の例による。
- 平成二十八年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則による号給がこの規則（別表第十四及び別表第十五の規定に限る。）による改正前の栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。
- この規則の施行の日から平成二十九年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に教育委員会が人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

栃木県教育委員会規則第十七号

栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年十二月二十八日

栃木県教育委員会教育長 宇 田 貞 夫

栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則（昭和五十四年栃木県教育委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

別表第二への表中「6,912円」を「6,984円」に、「8,905円」を「8,977円」に改め、別表第二トの表中「6,912円」を「6,984円」に、「7,627円」を「7,699円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

栃木県教育委員会規則第十八号

学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年十二月二十八日

栃木県教育委員会教育長 宇 田 貞 夫

学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則（平成七年栃木県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第五条第二号中「子」の下に「（育児休業法第二条第一項の規定により子に含まれるものとされる者（以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。）を含む。第五条の五及び第五条の九を除き、以下同じ。）」を加える。

第五条の四第一項に次の一号を加える。

五 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七条の二第一項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七條第一項第三号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

第五条の五第一項中「であつて職員と同居しているもの」を「（第二号に掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。）」に改め、同項第一号中「祖父母」の下に「、孫」を加え、同条第三項中「同条第一項第四号」を「同条第一項第三号から第五号まで」に、「（第四号）」を「（第三号から第五号まで）」に改め、「及び第三号」を削る。

第五条の八第一項に次の一号を加える。

四 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第八百七条の二第一項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七條第一項第三号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

第五条の九中「前条第二項各号」を「前条第一項第三号及び第四号並びに第二項各号」に、「第五条の七第一項から第三項まで」を「第五条の七第一項、第二項」に、「準用する同条第三項」を「準用する同条第二項又は第三項」に、「第五条の七第一項中「ならない。この場合において、同条第二項の規定による請求に係る期間と同条第三項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない」とあるのは「ならない」と、同条第二項及び第三項中」を「第五条の七第二項中「、同条第二項又は第三項」とあるのは「、それぞれ同条第二項に規定する支障の有無又は同条第三項」と、同条第三項中「第七条第二項又は第三項」とあるのは「第七条第四項において準用する同条第三項」と、」に改め、「及び第三号」を削り、「前項各号」を「前項第一号及び第二号」に改める。

第十一条第一項第十一号中「配偶者」の下に「（当該子について民法第八百七条の二第一項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第二十七條第一項第三号の規定により当該子を委託されている同法第六条の四第一項に規定する里親であつて、養子縁組によつて養親となることを希望している者若しくは同条第二項に規定する養育里親である者（同法第二十七條第四項に規定する者の意に反す

るため、同項の規定により、養子縁組によつて養親となることを希望している者として委託することができない者に限る。)を含む。)を加える。

第十二条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(介護休暇)」を付し、同条を次のように改める。

第十二条 条例第十四条第一項に規定する職員の申出は、同項に規定する指定期間(以下「指定期間」という。)の指定を希望する期間の初日及び末日を明らかにして栃木県教育委員会が別に定めるところにより、任命権者に対し行わなければならない。

2 任命権者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があつた場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間(第五項において「申出の期間」という。)の指定期間を指定するものとする。

3 職員は、第一項の申出に基づき前項若しくは第五項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出(短縮の指定の申出に限る。)に基づき次項若しくは第五項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を明らかにして栃木県教育委員会が別に定めるところにより、任命権者に対し申し出なければならない。

4 任命権者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があつた場合には、第二項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

5 第二項又は前項の規定にかかわらず、任命権者は、それぞれ、申出の期間又は第一項の申出に基づき第二項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第三項の規定による指定期間の延長の指定の申出があつた場合の当該申出に係る末日までの期間(以下この項において「延長申出の期間」という。)の全期間にわたり第十七条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

6 指定期間の通算は、暦に従つて計算し、一月に満たない期間は、三十日をもつて一月とする。

第十二条の次に次の二条を加える。

第十二条の二 介護休暇の単位は、一日又は一時間とする。

2 一時間を単位とする介護休暇は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、一日を通じて四時間(当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該四時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内とする。

(介護時間)

第十二条の三 介護時間の単位は、三十分とする。

2 介護時間は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、一日を通じて二時間(育児休業法第十九条第一項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該二時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内とする。

第十四条の見出し中「介護休暇」の下に「及び介護時間」を加え、同条第一項中「介護休暇」の下に「又は介護時間」を加え、同条第二項中「前項の」の下に「介護休暇の承認を受けようとする」を加え、「条例第十四条第二項に規定する介護を必要とする一の継続する状態」を「一回の指定期間」に改め、「期間」の下に「(当該指定期間が二週間未満である場合その他の栃木県教育委員会が定める場合には、栃木県教育委員会が定める期間)」を加える。

第十七条の見出し中「介護休暇」の下に「及び介護時間」を加え、同条第一項中「介護休暇」の下に「又は介護時間」を、「第十四条第一項」の下に「又は第十四条の二第一項」を加える。

第十七条の二ただし書中「よる」を「より介護休暇の」に改める。

第十八条中「及び介護休暇」を「介護休暇及び介護時間」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、附則第七項の規定は、公布の日から施行する。

(平成二十八年改正条例附則第三項の規定による指定期間の指定)

2 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十八年栃木県条例第五十七号。以下「平成二十八年改正条例」という。)附則第三項に規定する職員の申出は、平成二十八年改正条例第四条の規定による改正後の学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例(平成七年栃木県条例第五号)第十四条

第一項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）の末日とすることを希望する日を明らかにして栃木県教育委員会が別に定めるところにより、任命権者に対し行わなければならない。

3 任命権者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があつた場合には、平成二十八年改正条例附則第三項に規定する初日（以下「初日」という。）から当該申出による期間の末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

4 平成二十八年改正条例附則第三項に規定する職員（以下「職員」という。）は、附則第二項の申出に基づき前項若しくは附則第六項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは附則第六項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を明らかにして栃木県教育委員会が別に定めるところにより、任命権者に対し申し出なければならない。

5 任命権者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があつた場合には、初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

6 附則第三項又は前項の規定にかかわらず、任命権者は、それぞれ、平成二十九年一月一日から附則第二項の規定により申し出た指定期間の末日とすることを希望する日までの期間（以下「施行日以後の申出の期間」という。）又は同項の申出に基づき附則第三項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から附則第四項の規定による指定期間の延長の指定の申出があつた場合の当該申出に係る末日までの期間（以下「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第十七条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、施行日以後の申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

（準備行為）

7 附則第二項の指定期間の指定の申出は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

栃木県教育委員会規則第十九号

県立学校職員服務規程の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年十二月二十八日

栃木県教育委員会教育長 宇田 貞夫

県立学校職員服務規程の一部を改正する規則

県立学校職員服務規程（昭和三十三年栃木県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第九条の四第一項中「同条第一項及び第三項」を「これら」に改める。

第十条中「又は様式第二の四」を「様式第二の四又は様式第二の五」に改める。

第二十三条の二第一項中「第三条第四号」を「第三条第五号」に改める。

様式第一の三中「続 柄」を「続 柄 等」に改め、注6を注7とし、注5を注6とし、注4を注5とし、注3を注4とし、注2を注3とし、注1を注2とし、注1として次のように加える。

- 1 「続柄等」欄は、請求に係る子又は要介護者の請求者との続柄等（請求に係る子が学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則第5条第2号に規定する特別養子縁組の成立前の監護対象者等に該当する場合にあつては、その事実）を記入すること。

様式第一の四中

「 養育に係る子と離縁した（養子縁組の取消しを含む。）」を

「 養育に係る子でなくなった

（離縁 養子縁組の取消し 家事審判事件の終了 児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置の解除）」

改める。

様式第二の四（表面）を次のように改める。

(表面)

休 介 護 暇 休 暇 簿 (用)

所 属
職 ・ 氏 名

要介護者に 関する事項	氏 名	続 柄	介護が必要となった時期	年 月 日
	同居・別居	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居		
	要介護者の 状態及び介護 的内容			

指 定 期 間 の 申 出 ・ 指 定				
第1回		第2回		第3回
決 裁		決 裁		決 裁
-----		-----		-----
申出の期間	期 間	申出の期間	期 間	申出の期間
年 月 日 年 月 日 年 月 日				
本人印	備考	本人印	備考	本人印

指 定 期 間 の 延 長 ・ 短 縮				
第1回		第2回		第3回
決 裁		決 裁		決 裁
-----		-----		-----
延長・短縮後の末日	延長・短縮後の期間	延長・短縮後の末日	延長・短縮後の期間	延長・短縮後の末日
(年 月 日 年 月 日 年 月 日	延長・短縮後の期間	(年 月 日 年 月 日 年 月 日	延長・短縮後の期間	(年 月 日 年 月 日 年 月 日
本人印	備考	本人印	備考	本人印
決 裁		決 裁		決 裁
-----		-----		-----
延長・短縮後の末日	延長・短縮後の期間	延長・短縮後の末日	延長・短縮後の期間	延長・短縮後の末日
(年 月 日 年 月 日 年 月 日	延長・短縮後の期間	(年 月 日 年 月 日 年 月 日	延長・短縮後の期間	(年 月 日 年 月 日 年 月 日
本人印	備考	本人印	備考	本人印

第111号(第111号) 中

決 裁	休 暇 の 変 更 ・ 取 消 の 期 間			本人	備 考
⋮	年 月 日	変 更 ・ 取 消	時 間	日時間数	

介 護 休 暇 の 変 更 ・ 取 消					
決 裁	休 暇 の 変 更 ・ 取 消 の 期 間			本人	備 考
	年 月 日	変 更 ・ 取 消	時 間	日時間数	

改め、同様式の次に次の記載を付ける。

様式第14の四の四

「6 連続する6月の期間

年 月 日から 年 月 日まで」を

「6 指定期間

第1回 年 月 日から 年 月 日まで

第2回 年 月 日から 年 月 日まで

第3回 年 月 日から 年 月 日まで

改める。

様式第十四の二の二「続柄」を「続柄等」に改め、同様式注1中「続柄」を「続柄等」に改め、同様式中注3を注4とし、同様式注2中「続柄」を「続柄等」に改め、同様式中注2を注3とし、注1の次に次のように加える。

2 「続柄等」欄は、請求に係る子の請求者との続柄等（請求に係る子が学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則第5条第2号に規定する特別養子縁組の成立前の監護対象者等に該当する場合にあつては、その事実）を記入すること。

様式第十四の四の四「（養子縁組の取り消しを含む。）」を記す、

「 休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した」を

「 休業等に係る子との養子縁組が取り消された

休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した

休業等に係る子についての民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した

休業等に係る子との養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された

改める。

様式第十四の五の二「続柄」を「続柄等」に改め、同様式注1中「続柄」を「続柄等」に改め、同様式中注4を注5とし、同様式注3中「続柄」を「続柄等」に改め、同様式中注3を注4とし、注2を注3とし、注1の次に次のように加える。

2 「続柄等」欄は、請求に係る子の請求者との続柄等（請求に係る子が学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則第5条第2号に規定する特別養子縁組の成立前の監護対象者等に該当する場合にあつては、その事実）を記入すること。

様式第十四の六の二「続柄」を「続柄等」に改め、同様式注1中「続柄」を「続柄等」に改め、同様式中注2を注3とし、注1の次に次のように加える。

2 「続柄等」欄は、請求に係る子の請求者との続柄等（請求に係る子が学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則第5条第2号に規定する特別養子縁組の成立前の監護対象者等に該当する場合にあつては、その事実）を記入すること。

附 則

この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。

(教職員課)

栃木県教育委員会訓令第3号

本 局
教育事務所

栃木県教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年十二月二十八日

栃木県教育委員会教育長 宇 田 貞 夫

栃木県教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

栃木県教育委員会事務局処務規程（昭和六十一年栃木県教育委員会訓令第八号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「同条第一項及び第三項」を「これら」に改める。

第二十八条第三項中「前二項の規定」の下に「（介護休暇及び介護時間に係る部分を除く。）」を加える。

第三十五条第一項中「第三条第四号」を「第三条第五号」に改める。

別記様式第六号中「続柄」を「続柄等」と改め、柱6を柱7とし、柱5を柱6とし、柱4を柱5とし、柱3を柱4とし、柱2を柱3とし、柱1を柱2とし、柱1とし改めるとする。

- 1 「続柄等」欄は、請求に係る子又は要介護者の請求者との続柄等（請求に係る子が職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第4条第1項第1号に規定する特別養子縁組の成立前の監護対象者等に該当する場合にあつては、その事実）を記入すること。

別記様式第七号中

「 養育に係る子と離縁した（養子縁組の取消しを含む。）」を

「 養育に係る子でなくなった

（離縁 養子縁組の取消し 家事審判事件の終了 児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置の解除）」と改める。

改める。

別記様式第十二号（養面）を次のように改める。

(表面)

体(介) 護 暇 体 暇 簿(用) 属

所 職・氏名

氏 名	同 居	続 柄	介 護 が 必 要 と な っ た 時 期	年 月 日
	別 居			
要 介 護 者 に 関 する 事 項	要 介 護 者 の 状 態 及 び 具 体 的 な 介 護 の 内 容			

指 定 期 間 の 申 出 ・ 指 定				
第1回		第2回		第3回
決 裁	決 裁	決 裁	決 裁	決 裁
-----	-----	-----	-----	-----
申 出 の 期 間	期 間	申 出 の 期 間	期 間	期 間
年 月 日 日 日 日	年 月 日 日 日 日	年 月 日 日 日 日	年 月 日 日 日 日	年 月 日 日 日 日
本人印	備考	本人印	備考	本人印

指 定 期 間 の 延 長 ・ 短 縮				
第1回		第2回		第3回
決 裁	決 裁	決 裁	決 裁	決 裁
-----	-----	-----	-----	-----
延 長 ・ 短 縮 後 の 末 日	延 長 ・ 短 縮 後 の 期 間	延 長 ・ 短 縮 後 の 末 日	延 長 ・ 短 縮 後 の 期 間	延 長 ・ 短 縮 後 の 期 間
(年 月 日 日 日 日)	(年 月 日 日 日 日)	(年 月 日 日 日 日)	(年 月 日 日 日 日)	(年 月 日 日 日 日)
本人印	備考	本人印	備考	本人印
決 裁				
-----	-----	-----	-----	-----
延 長 ・ 短 縮 後 の 末 日	延 長 ・ 短 縮 後 の 期 間	延 長 ・ 短 縮 後 の 末 日	延 長 ・ 短 縮 後 の 期 間	延 長 ・ 短 縮 後 の 期 間
(年 月 日 日 日 日)	(年 月 日 日 日 日)	(年 月 日 日 日 日)	(年 月 日 日 日 日)	(年 月 日 日 日 日)
本人印	備考	本人印	備考	本人印

別記様式第十一号（職種）中

決 裁	休 暇 の 変 更 ・ 取 消 の 期 間			本人 印	備 考
	年 月 日	変更・取消	時 間 日時間数		

介 護 休 暇 の 変 更 ・ 取 消					
決 裁	休 暇 の 変 更 ・ 取 消 の 期 間			本人 印	備 考
	年 月 日	変更・取消	時 間 日時間数		

改め、同様式の次に次の1様式を添付する。

別記様式第三十号中

日	時間	分
日	時間	分
日	時間	分

日	時間	分	日	時間	分
日	時間	分	日	時間	分
日	時間	分	日	時間	分

介護	休暇	
日	時間	分

介護	休暇	介護	時間		
日	時間	分	日	時間	分
日	時間	分	日	時間	分
日	時間	分	日	時間	分
日	時間	分	日	時間	分

を

に改める。

附 則

この訓令は、平成二十九年一月一日から施行する。

(総務課)

人 事 委 員 会

栃木県人事委員会規則第二十七号

平成二十八年勤告改正給与条例の施行に伴う給与の支給に関する規則を次のように定める。

平成二十八年十二月二十八日

栃木県人事委員会委員長 田 村 澄 夫

平成二十八年勤告改正給与条例の施行に伴う給与の支給に関する規則

(定義)

第一条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 経過措置額支給特定職員 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十六年栃木県条例第六十五号。以下「平成二十六年給与条例」という。）附則第六条第一項に規定する特定職員であり、か

つ、平成二十八年四月一日前に五十五歳に達した者であつて、同条の規定による給料を支給されるものをいう。

二 施行日 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十八年栃木県条例第五十五号。以下「平成二十八年勧告改正給与条例」という。）の施行の日をいう。

三 改正後の給与条例 平成二十八年勧告改正給与条例第一条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（昭和二十七年栃木県条例第一号）をいう。

四 改正前の給与条例 平成二十八年勧告改正給与条例第一条の規定による改正前の職員の給与に関する条例をいう。

（経過措置額支給特定職員に対する給与の支給の特例）

第二条 経過措置額支給特定職員に対する平成二十八年四月一日から施行日の前日の属する月の末日までの間に係る次の各号に掲げる給与の支給に当たっては、この規則の規定の適用がないものとした場合に改正後の給与条例の規定（平成二十六年給与条例附則第六条の規定を含む。）により支給されるべき額（第四号にあつては、同号に掲げる手当の支給されるべき額の合計額）が、改正前の給与条例の規定（平成二十六年給与条例附則第六条の規定を含む。以下この条において同じ。）により支給されるべき額（第四号にあつては、同号に掲げる手当の支給されるべき額の合計額）に達しない場合は、改正前の給与条例の規定により支給されるべき額に相当する額をもつてそれぞれ次の各号に掲げる給与の額とする。

- 一 給料（人事委員会の定める場合におけるものに限る。）
- 二 地域手当（第四号に該当するものを除く。）
- 三 特地勤務手当（次号に該当するものを除く。）
- 四 職員の特地勤務手当等の支給に関する規則（昭和四十六年栃木県人事委員会規則第十二号）第二条の三の規定の適用がある場合における地域手当及び特地勤務手当
- 五 特地勤務手当に準ずる手当
- 六 超過勤務手当
- 七 休日給
- 八 夜勤手当
- 九 期末手当
- 十 勤勉手当
- 十一 農林漁業普及指導手当

（雑則）

第三条 この規則に定めるもののほか、平成二十八年勧告改正給与条例の施行に伴う給与の支給に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

栃木県人事委員会規則第二十八号

職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年十二月二十八日

栃木県人事委員会委員長 田 村 澄 夫

職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料等の支給に関する規則（昭和二十七年栃木県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二の表中「6,507円」を「6,574円」に改め、別表第二の表中「6,511円」を「6,579円」に、「8,541円」を「8,613円」に改め、別表第二の表中「7,128円」を「7,204円」に、「8,365円」を「8,442円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の給料等の支給に関する規則の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

栃木県人事委員会規則第二十九号

職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年十二月二十八日

栃木県人事委員会委員長 田村澄夫

職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する規則（昭和二十九年栃木県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第六条の六の次に次の一条を加える。

（条例第九条第三項及び第二十一条第一項に規定する人事委員会規則で定める職員）

第六条の七 条例第九条第三項及び第二十一条第一項に規定する人事委員会規則で定める職員は、知事又は副知事（以下「知事等」という。）が退職した場合であつて、その者が退職の日又はその翌日に再び知事等（先の職と同一の職に限る。）となつたときにおいて、先の知事等としての在職期間を後の知事等としての在職期間に通算する旨を申し出た当該知事等とする。

第十七条第一項中「就業促進定着手当」を「同号ロに該当する者に係る就業促進手当（就業促進定着手当に限る。）」に、「定める移転費」を「よる移転費」に改め、「同項第六号の規定による退職手当」の下に「のうち同法第五十九条第一項第一号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当」を加え、「定める広域求職活動費」を「よる求職活動支援費（広域求職活動費）に相当する退職手当支給申請書に、同項第二号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては別記様式第十六の二による求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当支給申請書に、同項第三号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては別記様式第十六の三による求職活動支援費（求職活動関係役員利用費）」に改める。

第十八条第一項中「第十一項」の下に「並びに前条」を加える。

別記様式第五（表面）中

広域求職活動費	年 月 日 支給	円	を
---------	----------	---	---

求職活動支援費	広域求職活動費	年 月 日 支給	円	に
	短期訓練受講費	年 月 日 支給	円	
	求職活動関係役員利用費	年 月 日 支給	円	

改める。

別記様式第九（表面）中

1 公共職業訓練	2 雇用保険法第63条第1項第3号の講習及び訓練	3 障害者の雇用の促進等に関する法律第13条の適応訓練	4 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第23条第1項の計画に準拠した同項第3号に掲げる訓練	を
----------	--------------------------	-----------------------------	--	---

1 公共職業訓練	2 雇用保険法第63条第1項第3号の講習及び訓練	3 障害者の雇用の促進等に関する法律第13条の適用訓練	4 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第25条第1項の計画に準拠した同項第3号に掲げる訓練	5 雇用保険法第6条第5号に規定する船員の職業能力の開発及び向上に資する訓練又は講習として厚生労働大臣が定めるもの	に改める。
----------	--------------------------	-----------------------------	--	---	-------

別記様式第十三（表面）中「(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7)」を「(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8)」に改

め、同様式（裏面）注意事項第三項中第七号を第八号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

(3) 船員法による傷病手当

別記様式第十三の二（裏面）注意事項第六項中「2欄」を「4欄」に改め、同様式（裏面）注意事項に次の一項を加える。

8 ※印欄には、受給資格者において記載しないこと。

別記様式第十四（表面）中 「③ 雇 入 年 月 日」 を 「③ 雇 入 年 月 日
（事業開始年月日）」 に、「を受給し

たことがない」を「のいずれも受給したことがない」に改め、同様式（裏面）注意事項第一項を次のように改める。

1 この申請書は、③欄に記載した雇入年月日又は事業開始年月日の翌日から起算して1箇月以内に、任命権者に提出すること。

別記様式第十四の二（裏面）注意事項第一項を次のように改める。

1 この申請書は、再就職手当に相当する退職手当の受給に係る就職日から起算して6箇月に至った日の翌日から起算して2箇月以内に、任命権者に提出すること。

別記様式第十四の二（裏面）注意事項第二項中「受給資格者証」を「受給資格証」に改め、同様式（裏面）注意事項第三項中「記載すること。」の次に「ただし、1欄から3欄までは、再就職手当に相当する退職手当の支給申請時から変更がない場合は記載を省略することができる。」を加え、同様式（裏面）注意事項第四項第一号ア及びウ中「再就職手当」の次に「に相当する退職手当」を加える。

別記様式第十四の三（表面）中「を受給したことがない」を「のいずれも受給したことがない」に改め、同様式（裏面）注意事項第一項を次のように改める。

1 この申請書は、③欄に記載した雇入年月日又は事業開始年月日の翌日から起算して1箇月以内に、任命権者に提出すること。

別記様式第十四の三（裏面）注意事項第二項中「受給資格者証」を「受給資格証」に改める。

別記様式第十五（裏面）注意事項中第六項を第七項とし、第一項から第五項までを一号ずつ繰り下げ、第二項の前に次の一項を加える。

1 この申請書は、移転の日の翌日から起算して1箇月以内に、任命権者に提出すること。

別記様式第十六中「広域求職活動費」を「求職活動支援費（広域求職活動費）」に改め、同様式注意事項第一項中「広域求職活動の指示を受けた」を「、公共職業安定所の指示による広域求職活動を終了した」に改める。

別記様式第十六の次に次の二様式を加える。

別記様式第16の2 (第17条関係) (表面)

求職活動支援費 (短期訓練受講費) に相当する退職手当支給申請書

受給資格者	氏名		男・女	受給資格証番号		
	住所					
講座	教育訓練施設の名称	講座名	受講開始 年月日	受講修了 年月日	当該講座に関連する公的資格	受講費 (入 学料を含 む。)
					資格名 〔 分類 <input type="checkbox"/> (1~9) 裏面参照	円
上記のとおり求職活動支援費 (短期訓練受講費) に相当する退職手当の支給を申請します。 年 月 日 様 受給資格者氏名 印						
※ 処 理 欄	支給決定年月日 年 月 日					
	計算欄					支給額 円
備考						

(裏面) 注意事項

- この申請書は、教育訓練を行う者 (以下「教育訓練実施者」という。) の発行する短期訓練受講費の支給に係る教育訓練を終了したことを証明することができる書類 (以下「教育訓練修了証明書」という。) に記載された受講修了日の翌日から起算して1箇月以内に、受給資格証に下記の確認書類を添付して、申請者本人が、原則として、任命権者に提出すること。
- 申請書に添付すべき確認書類は次のとおりであるが、これらの確認書類と申請書の内容が異なる場合は、支給決定を行うことができないため、教育訓練実施者より(1)、(2)及び(3)の交付があつた際には、その内容をよく確認し、事実と異なる場合は、教育訓練実施者に対して修正を依頼すること。
 - 教育訓練実施者の発行する「教育訓練修了証明書」
 - 教育訓練実施者の発行する教育訓練経費に係る「領収書」

教育訓練経費の支払いをクレジット会社を介したクレジット契約により行う場合は教育訓練実施者の発行する「クレジット契約証明書」（必要事項を教育訓練実施者が付記したクレジット伝票でもよい。）、教育訓練実施者に対する分割払等のために「領収書」等が複数枚にわたる場合はその全てを提出すること。

- (3) 教育訓練実施者の発行する「返還金明細書」（「領収書」又は「クレジット契約証明書」が発行された後で、受講料の値引き等により、教育訓練経費の一部が教育訓練実施者から本人に対して還付された（される）場合に必要）

3 申請書の記載について

- (1) 当該講座に関連する公的資格の分類については、以下の区分に該当するものを記載すること。

1 輸送・機械運転関係	4 情報関係	7 技術関係
2 医療・社会福祉・保健衛生関係	5 事務関係	8 製造関係
3 専門的サービス関係	6 営業・販売・サービス関係	9 その他

- (2) 受講費の額は、「教育訓練修了証明書」及び教育訓練実施者の発行する教育訓練経費に係る「領収書」（又はクレジット契約証明書）の両方に記載された額と同一額となつていることを確認すること。

なお、教育訓練経費の一部が教育訓練実施者から本人に対して還付された（される）場合は、受講費の額は「返還金明細書」に記載された額を差し引いた額と同一額となつていることを確認すること。

- (3) ※印の欄には、受給資格者において記載しないこと。

別記様式第16の3 (第17条関係) (表面)

求職活動支援費 (求職活動関係役務利用費) に相当する退職手当支給申請書

受給資格者	氏名				男・女	受給資格証番号			
	住所								
1 保育等サービス	項番	保育等サービス利用理由	保育等サービス事業者名	保育等サービス利用日	保育等サービス利用日数	保育等サービス名	保育等サービス利用期間内の求職活動実施日	保育等サービス利用期間内の求職活動実施日数	費用 (自己負担分)
	①	1 .面接等のため 2 .訓練のため			日	() ※ (01~14) 裏面参照		日	円
	②	1 .面接等のため 2 .訓練のため			日	() ※ (01~14) 裏面参照		日	円
	③	1 .面接等のため 2 .訓練のため			日	() ※ (01~14) 裏面参照		日	円
	④	1 .面接等のため 2 .訓練のため			日	() ※ (01~14) 裏面参照		日	円
上記のとおり求職活動支援費 (求職活動関係役務利用費) に相当する退職手当の支給を申請します。 年 月 日 様 受給資格者氏名 印									

※ 処 理 欄	支給決定年月日 年 月 日	
	項番	計算欄
	①	円
	②	円
	③	円
④	円	

	合計	円
--	----	---

備 考	
--------	--

(裏面) 注意事項

1 この申請書は、失業の認定を受けようとする期間（前回の失業の認定日から今回の認定日の前日までの期間。認定対象期間＝支給対象期間（求職活動関係役務利用費））中に、求人者との面接等をするため、又は求職活動関係役務利用費対象訓練を受講するために保育等サービスを利用した場合、その失業の認定を受ける日（認定日＝確認日（求職活動関係役務利用費））に、受給資格証に下記の確認書類を添付して、申請者本人が、原則として、任命権者に提出すること。

ただし、高年齢受給資格者又は特例受給資格者が求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）支給申請書を提出する場合にあつては、当該求職活動関係役務利用費の支給に係る保育等サービスを利用した日の翌日から起算して4箇月以内に行うこと。

2 申請書に添付すべき確認書類は次のとおりであるが、これらの確認書類と申請書の内容が異なる場合は、支給決定を行うことができないため、保育等サービス事業者より(1)、(2)及び(3)の交付があつた際には、その内容をよく確認し、事実と異なる場合は、保育等サービス事業者に対して修正を依頼すること。

(1) 保育等サービス事業者の発行する保育等サービス費用に係る「領収書」又は「契約書」

保育等サービス費用の支払いをクレジット会社を介してクレジット契約により行う場合は保育等サービス事業者の発行する「クレジット契約証明書」（必要事項を保育等サービス事業者が付記したクレジット伝票でもよい。）、保育等サービス事業者に対する分割払等のために「領収書」等が複数枚にわたる場合はその全てを提出すること。

(2) 事業主の証明を受けた「面接証明書」又は求職活動関係役務利用費対象訓練を実施する者の発行する求職活動関係役務利用費対象訓練を受講したことを証明することができる書類（「教育訓練修了証明書」等）

(3) 保育等サービス費用について、求人者、地方公共団体その他の者から補助を受けた場合はその額を証明する書類

3 申請書の記載について

(1) 1 欄の保育等サービス利用日及び保育等サービス利用日数については、利用する保育等サービスの全ての利用日及び利用日数を記載すること。ただし、保育等サービスであつて、求職活動のために利用するものではないものは、記載しないこと。

(2) 1 欄の保育等サービス利用期間内の求職活動実施日及び保育等サービス利用期間内の求職活動実施日数については、保育等サービス利用日及び保育等サービス利用日数に記載した利用日及び利用日数のうち、支給対象期間中に求職活動を実施した日及び日数を記載すること。

(3) 1 欄の保育等サービス名については、以下の区分に該当する番号を記載すること。

01 認可保育所で行う保育	06 居宅訪問型保育	11 延長保育事業
02 認可幼稚園で行う保育	07 事業所内保育	12 病児保育事業
03 認定こども園で行う保育	08 一時預かり事業	13 放課後児童クラブ
04 小規模保育	09 子育て短期事業	14 その他の保育等サービス
05 家庭的保育	10 子育て援助活動支援事業	(認可外保育施設が行う保育等)
	(ファミリー・サポート・センター事業)	

(4) 費用（自己負担分）の額は、保育等サービス事業者の発行する保育等サービス費用に係る「領収書」（又はクレジット契約証明書）の額と同一額となっていることを確認すること。

(5) ※印の欄には、受給資格者において記載しないこと。

附 則

この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。

栃木県人事委員会規則第三十号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年十二月二十八日

栃木県人事委員会委員長 田 村 澄 夫

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年栃木県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表第二十二イの表中	36	を	36	に改め、別表第二十二ハの表中	32	を	32	に
	36		36		32		32	
	37		37		32		32	
	38		37		32		32	
	39		38		33		33	
	40		38		34		33	
	41		39		35		34	
	41		39		36		34	
	42		40		37		35	
	42		40		37		35	
	43		41		38		36	
	43		41		38		36	
	44		42		39		37	
	44		42		39		38	
	45		43		40		39	
	58	を	57	に	38	を	37	に改め、別表第二十二クの表中
58			58		38		38	
59			58		38		38	
59			58		39		38	
60			59		39		38	
60			59		40		39	
61			59		40		39	
61			60		40		39	
61			60		40		40	
61			60		41		40	
62			61		41		40	
62			61		41		40	
62			61		41		41	
62			62		42		41	
63			62		42		41	
63			62		42		41	
63			63		42		41	
63			63		42		42	
64			63		43		42	
			43		43		42	
			43		43		42	
			82	を	82	を	81	に
			82		82		82	
			82		82		82	
			82		82		82	
			83		83		82	
			83		83		83	
			83		84		83	
			84		84		83	
			84		84		83	
			84		84		84	
			85		85		84	
			85		85		84	
			85		86		84	
			86		86		85	
			86		86		85	
			86		86		86	
			87		87		86	
			87		87		86	
			87		87		87	

に改める。

別表第二十四イの表中

81
82
83
84
86
88
90
92

を

82
84
86
88
90
92
93
93

に改め、別表第二十四ロの表中

9
9
9

を

9
10
10

に改

め、別表第二十四ハの表中

69
70
71
72
74
76
78

を

70
72
74
76
77
78
79

に

102
104
106
108
112
116
120

を

103
106
109
112
115
118
121

に

95
98
101
106
111
116

を

96
100
105
110
115
120

に改め、別表第二十四ヘの表中

108
112
116
120
124
128
132

を

109
114
119
124
127
130
133

に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

(経過措置)

2 平成二十八年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則による号給が改正前の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。

3 この規則の施行の日から平成二十九年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

栃木県人事委員会規則第三十一号

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年十二月二十八日

栃木県人事委員会委員長 田 村 澄 夫

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当の支給に関する規則（昭和三十六年栃木県人事委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

別表第1中欄外部分を次のように改める。

別表第1 (第6条関係)

職員の区分 期間の区分	1 種	2 種	3 種
1 年 未 満	円 413,800	円 368,000	円 308,000
1年以上2年未満	413,800	368,000	308,000
2年以上3年未満	413,800	368,000	308,000
3年以上4年未満	413,800	368,000	308,000
4年以上5年未満	413,800	368,000	308,000
5年以上6年未満	413,800	368,000	308,000
6年以上7年未満	413,800	368,000	308,000
7年以上8年未満	413,800	368,000	308,000
8年以上9年未満	413,800	368,000	308,000
9年以上10年未満	413,800	368,000	308,000
10年以上11年未満	413,800	368,000	308,000
11年以上12年未満	413,800	368,000	308,000
12年以上13年未満	413,800	368,000	308,000
13年以上14年未満	413,800	368,000	308,000
14年以上15年未満	413,800	368,000	308,000
15年以上16年未満	413,800	368,000	308,000
16年以上17年未満	409,400	364,000	304,700
17年以上18年未満	405,000	360,000	301,400
18年以上19年未満	400,600	356,000	298,100
19年以上20年未満	396,200	352,000	294,800
20年以上21年未満	391,800	348,000	291,500

21年以上22年未満	372,400	331,100	277,700
22年以上23年未満	352,600	313,900	263,700
23年以上24年未満	333,300	297,200	250,200
24年以上25年未満	313,900	280,300	236,300
25年以上26年未満	294,400	263,400	222,600
26年以上27年未満	271,700	242,600	205,000
27年以上28年未満	249,500	222,200	187,900
28年以上29年未満	227,100	201,800	170,600
29年以上30年未満	204,300	181,000	153,000
30年以上31年未満	179,500	159,100	135,000
31年以上32年未満	154,600	137,200	116,700
32年以上33年未満	130,000	115,500	98,800
33年以上34年未満	91,900	83,600	72,800
34年以上35年未満	56,600	53,800	48,500

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の初任給調整手当の支給に関する規則の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

栃木県人事委員会規則第三十二号

地域手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年十二月二十八日

栃木県人事委員会委員長 田 村 澄 夫

地域手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

地域手当の支給に関する規則（昭和四十六年栃木県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。附則第三項から第五項までを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の地域手当の支給に関する規則の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

栃木県人事委員会規則第三十三号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年十二月二十八日

栃木県人事委員会委員長 田 村 澄 夫

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

第一条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和四十六年栃木県人事委員会規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一号中「百分の百六十」を「百分の百八十」に、「百分の二百」を「百分の二百二十」に改め、同条第二号中「百分の七十五」を「百分の八十五」に、「百分の九十五」を「百分の百五」に改める。

第二条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

第十六条第一号中「百分の百八十」を「百分の百七十」に、「百分の二百二十」を「百分の二百十」に改め、同条第二号中「百分の八十五」を「百分の八十」に、「百分の百五」を「百分の百」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の規定は、平成二十八年十二月一日から適用する。

栃木県人事委員会規則第三十四号

単身赴任手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年十二月二十八日

栃木県人事委員会委員長 田 村 澄 夫

単身赴任手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

単身赴任手当の支給に関する規則（平成二年栃木県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の単身赴任手当の支給に関する規則の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

栃木県人事委員会規則第三十五号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年十二月二十八日

栃木県人事委員会委員長 田 村 澄 夫

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則等の一部を改正する規則

（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正）

第一条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成七年栃木県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「までの子」の下に「（育児休業法第二条第一項の規定により子に含まれるものとされる者（以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。）を含む。第五条の五及び第五条の九を除き、以下同じ。）」を加える。

第五条の四第一項に次の一号を加える。

五 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百十七条の二第一項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

第五条の五第一項中「であつて職員と同居しているもの」を「（第二号に掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。）」に改め、同項第一号中「祖父母」の下に「、孫」を加え、同条第三項中「前条第一項第四号」を「前条第一項第三号から第五号まで」に、「（第四号）」を「（第三号から第五号まで）」に改め、「及び第三号」を削る。

第五条の八第一項に次の一号を加える。

四 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第八百十七条の二第一項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

第五条の九中「前条第二項各号」を「前条第一項第三号及び第四号並びに第二項各号」に、「第五条の七第一項から第三項まで」を「第五条の七第一項、第二項」に、「準用する同条第三項」を「準用する同条第二項又は第三項」に、「第五条の七第一項中「ならない。この場合において、同条第二項の規定による請求に係る期間と同条第三項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない」とあるの

は「ならない」と、同条第二項及び第三項中「を」を「第五条の七第二項中「、同条第二項又は第三項」とあるのは、「それぞれ同条第二項に規定する支障の有無又は同条第三項」と、同条第三項中「第七条第二項又は第三項」とあるのは「第七条第四項において準用する同条第三項」と、「に改め、「及び第三号」を削り、「前項各号」を「前項第一号及び第二号」に改める。

第十一条第一項第十一号中「配偶者」の下に「(当該子について民法第八百七十七条の二第一項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により当該子を委託されている同法第六条の四第一項に規定する里親であつて、養子縁組によつて養親となることを希望している者若しくは同条第二項に規定する養育里親である者(同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組によつて養親となることを希望している者として委託することができない者に限る。))を含む。」を加える。

第十二条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(介護休暇)」を付し、同条を次のように改める。

第十二条 条例第十四条第一項に規定する職員の申出は、同項に規定する指定期間(以下「指定期間」という。)の指定を希望する期間の初日及び末日を明らかにして、人事委員会が別に定めるところにより、任命権者に対し行わなければならない。

2 任命権者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があつた場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間(第五項において「申出の期間」という。)の指定期間を指定するものとする。

3 職員は、第一項の申出に基づき前項若しくは第五項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出(短縮の指定の申出に限る。)に基づき次項若しくは第五項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を明らかにして、人事委員会が別に定めるところにより、任命権者に対し申し出なければならない。

4 任命権者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があつた場合には、第二項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

5 第二項又は前項の規定にかかわらず、任命権者は、それぞれ、申出の期間又は第一項の申出に基づき第二項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第三項の規定による指定期間の延長の指定の申出があつた場合の当該申出に係る末日までの期間(以下この項において「延長申出の期間」という。)の全期間にわたり第十八条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

6 指定期間の通算は、暦に従つて計算し、一月に満たない期間は、三十日をもつて一月とする。

第十二条の次に次の二条を加える。

第十二条の二 介護休暇の単位は、一日又は一時間とする。

2 一時間を単位とする介護休暇は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、一日を通じて四時間(当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該四時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内とする。
(介護時間)

第十二条の三 介護時間の単位は、三十分とする。

2 介護時間は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、一日を通じて二時間(育児休業法第十九条第一項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該二時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内とする。

第十五条の見出し中「介護休暇」の下に「及び介護時間」を加え、同条第一項中「介護休暇」の下に「又は介護時間」を加え、同条第二項中「前項の」の下に「介護休暇の承認を受けようとする」を加え、「条例第十四条第二項に規定する介護を必要とする一の継続する状態」を「一回の指定期間」に改め、「期間」の下に「(当該指定期間が一週間未満である場合その他の人事委員会が定める場合には、人事委員会が定める期間)」を加える。

第十八条の見出し中「介護休暇」の下に「及び介護時間」を加え、同条第一項中「介護休暇」の下に「又は介護時間」を、「第十四条第一項」の下に「又は第十四条の二第二項」を加える。

第十八条の二ただし書中「よる」を「より介護休暇の」に改める。

第十九条中「介護休暇」の下に、「介護時間」を加える。

(職員の給料等の支給に関する規則の一部改正)

第二条 職員の給料等の支給に関する規則(昭和三十七年栃木県人事委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第十一条第三号中「第十五条第二項」を「第十四条の二第三項及び第十五条第二項」に改める。

(職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第三条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年栃木県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

別表第二十二中 「派遣職員の派遣の期間」を

「派遣職員の派遣の期間」に、
勤務時間等条例第十四条に規定する介護休暇の期間

「勤務時間等条例第十四条に規定する介護休暇の期間」を
分限条例第二条第二号の規定による休職の期間

「分限条例第二条第二号の規定による休職の期間」に改める。

(期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正)

第四条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和三十六年栃木県人事委員会規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二項第六号中「平成七年栃木県条例第一号」の下に「。以下「勤務時間等条例」という。」を加え、「同条例」を「勤務時間等条例」に改め、同項第七号中「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例」を「勤務時間等条例」に改め、同項中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、同項第八号中「一日の勤務時間の一部について」を削り、「日が九十日」を「期間が三十日」に、「期間」を「全期間」に改め、同号を同項第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 勤務時間等条例第十六条の規定による介護時間の承認を受けて勤務しなかつた期間が三十日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、附則第七項の規定は、公布の日から施行する。

(平成二十八年改正条例附則第二項の規定による指定期間の指定)

2 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十八年栃木県条例第五十七号。以下「平成二十八年改正条例」という。)附則第二項に規定する職員の申出は、平成二十八年改正条例第三条の規定による改正後の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成七年栃木県条例第一号)第十四条第一項に規定する指定期間(以下「指定期間」という。)の末日とすることを希望する日を明らかにして、人事委員会が別に定めるところにより、任命権者に対し行わなければならない。

3 任命権者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があつた場合には、平成二十八年改正条例附則第二項に規定する初日(以下「初日」という。)から当該申出による期間の末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

4 平成二十八年改正条例附則第二項に規定する職員(以下「職員」という。)は、附則第二項の申出に基づき前項若しくは附則第六項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出(短縮の指定の申出に限る。)に基づき次項若しくは附則第六項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指

定することを希望する期間の末日を明らかにして、人事委員会が別に定めるところにより、任命権者に対し申し出なければならない。

5 任命権者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があつた場合には、初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

6 附則第三項又は前項の規定にかかわらず、任命権者は、それぞれ、平成二十九年一月一日から附則第二項の規定により申し出た指定期間の末日とすることを希望する日までの期間（以下「施行日以後の申出の期間」という。）又は同項の申出に基づき附則第三項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から附則第四項の規定による指定期間の延長の指定の申出があつた場合の当該申出に係る末日までの期間（以下「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第十八条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、施行日以後の申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

（平成二十八年改正条例附則第二項の規定による指定期間の指定に関する準備行為）

7 附則第二項の指定期間の指定の申出は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

（職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

8 第三条の規定による改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則別表第二十二の規定は、この規則の施行の日以後の介護休暇の期間について適用し、同日前の介護休暇の期間については、なお従前の例による。

企 業 局

栃木県公営企業管理規程第七号

栃木県企業局企業職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十八年十二月二十八日

栃木県知事 福田 富一

栃木県企業局企業職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する管理規程

栃木県企業局企業職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程（昭和三十二年栃木県電気事業管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項中「の子」の下に「（育児休業法第二条第一項の規定により子に含まれるものとされる者を含む。第四項を除き、以下同じ。）」を加え、同条第四項中「第一項及び前項」を「前三項」に改め、「第一項中「小学校就学の始期に達するまでの子」の下に「（育児休業法第二条第一項の規定により子に含まれるものとされる者を含む。第四項を除き、以下同じ。）」を、「と、」の下に「第二項中「三歳に満たない子のある職員が当該子の養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者の介護」と、「当該請求した職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「業務の運営に支障がある」と、」を加える。

第十条中「及び」を「介護時間及び」に改める。

第十四条第一項中「ため、」の下に「管理者の権限を行う知事が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、三回を超えず、かつ、通算して六月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において」を加え、同条第二項中「要介護者の各々が第三条の二第四項前段に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する六月の期間」を「指定期間」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 第一項に規定する職員の申出は、指定期間の指定を希望する期間の初日及び末日を明らかにして管理者の権限を行う知事が別に定めるところにより、管理者の権限を行う知事に対し行わなければならない。

第十四条に次の七項を加える。

4 管理者の権限を行う知事は、前項の規定による指定期間の指定の申出があつた場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間（第七項において「申出の期間」という。）の指定期間を指定するものとする。

5 職員は、第三項の申出に基づき前項若しくは第七項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは第七項の

規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を明らかにして管理者の権限を行う知事が別に定めるところにより、管理者の権限を行う知事に対し申し出なければならない。

- 6 管理者の権限を行う知事は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があつた場合には、第四項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。
 - 7 第四項又は前項の規定にかかわらず、管理者の権限を行う知事は、それぞれ、申出の期間又は第三項の申出に基づき第四項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第五項の規定による指定期間の延長の指定の申出があつた場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり第十六条第三項ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。
 - 8 指定期間の通算は、暦に従つて計算し、一月に満たない期間は、三十日をもつて一月とする。
 - 9 介護休暇の単位は、一日又は一時間とする。
 - 10 一時間を単位とする介護休暇は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、一日を通して四時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該四時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内とする。
- 第十四条の次に次の一条を加える。

（介護時間）

第十四条の二 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する三年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

- 2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において一日につき二時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。
- 3 介護時間の単位は、三十分とする。
- 4 介護時間は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、一日を通して二時間（第二十一条第一項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該二時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内とする。

第十六条第一項中「及び」を「介護時間及び」に改め、同条第三項中「介護休暇」の下に「又は介護時間」を、「第十四条第一項」の下に「又は第十四条の二第一項」を加える。

第十八条の見出し中「介護休暇」の下に「及び介護時間」を加え、同条第一項中「介護休暇」の下に「又は介護時間」を加え、同条第二項中「前項の」の下に「介護休暇の承認を受けようとする」を加え、「第十四条第二項に規定する介護を必要とする一の継続する状態」を「一回の指定期間」に改め、「期間」の下に「（当該指定期間が二週間未満である場合その他の管理者の権限を行う知事が別に定める場合には、管理者の権限を行う知事が定める期間）」を加える。

第十八条の二ただし書中「よる」を「より介護休暇の」に改める。

第十九条中「又は」を「介護時間又は」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この管理規程は、平成二十九年一月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この管理規程による改正前の栃木県企業局企業職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程第十六条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であつて、この管理規程の施行の日において当該介護休暇の初日（以下「初日」という。）から起算して六月を経過していないものの当該介護休暇に係るこの管理規程による改正後の栃木県企業局企業職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程第十四条第一項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）については、管理者の権限を行う知事は、次項から附則第七項までに定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づくこの管理規程の施行の日以後の日（初日から起算して六月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。
- 3 前項に規定する職員の申出は、指定期間の末日とすることを希望する日を明らかにして管理者の権限を行う知事が別に定めるところにより、管理者の権限を行う知事に対し行わなければならない。

- 4 管理者の権限を行う知事は、前項の規定による指定期間の指定の申出があつた場合には、初日から当該申出による期間の末日までの期間の指定期間を指定するものとする。
- 5 附則第二項に規定する職員（以下「職員」という。）は、附則第三項の申出に基づき前項若しくは附則第七項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは附則第七項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を明らかにして管理者の権限を行う知事が別に定めるところにより、管理者の権限を行う知事に対し申し出なければならない。
- 6 管理者の権限を行う知事は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があつた場合には、初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。
- 7 附則第四項又は前項の規定にかかわらず、管理者の権限を行う知事は、それぞれ、平成二十九年一月一日から附則第三項の規定により申し出た指定期間の末日とすることを希望する日までの期間（以下「施行日以後の申出の期間」という。）又は同項の申出に基づき附則第四項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から附則第五項の規定による指定期間の延長の指定の申出があつた場合の当該申出に係る末日までの期間（以下「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり栃木県企業局企業職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程第十六条第三項ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、施行日以後の申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同項ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。
(準備行為)
- 8 附則第三項の指定期間の指定の申出は、この管理規程の施行の日前においても行うことができる。
(経営企画課)